

職場における熱中症対策を行っていますか？

令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

1.「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、デバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2.熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

～ 対 象 と な る の は ～

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業となります。

暑い日が連続していますが、熱中症対策&予防の徹底を！！

営 業 動 向 調 査 の 協 力 を

政策提言や申し入れを行うための営業動向調査表のご提出をお願いします。ご協力頂ける方で、手元にアンケート用紙がない方は、事務局までご連絡ください。

定 額 減 税 不 足 額 給 付 の お 知 ら せ

十日町市役所に確認したところ、年末調整や確定申告にて定額減税の不足額がある方には、今月末以降に書類が郵送されるそうです。

14 日(月)は 13 日(日)に行う十日町民商 52 回総会の振替休日のため、事務所はお休みとなります。連絡がある方は直接ご連絡ください。